

広島県告示第七百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

令和八年六月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
きむら訪問看護ステーションミモザ	廿日市市阿品台四丁目二 一番一四号	廿日市市阿品台四丁目一 七番二一号	令和八年五月一 日